

1. 開会 林部会長	<p>おはようございます。</p> <p>まだ定刻ではございませんが、出席予定の委員の皆様が全員お揃いになりましたので、ただ今から、「第2回専門部会」を開催いたします。</p> <p>改めまして、委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。</p>
池田指導官	<p>本日は、専門部会委員9名の内、全員の委員が出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。</p>
2. 部会長挨拶 林部会長	<p>ありがとうございます。皆様、本日もご協力よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入る前に、昨日に続きまして、事務局より事務連絡等、特に価格転嫁についてのデータ等があると思いますので、ご説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>おはようございます。</p> <p>全国の各地方最低賃金審議会において審議が進められておりますが、現時点で答申を得られたという情報は、今のところ入っておりません。</p> <p>また、昨日の第2回本審におきまして、峯下委員よりご質問がありました審議日程の件と、第1回専門部会におきまして種村委員よりご質問がありました価格転嫁の資料に関するご質問について、ご回答と現在の状況を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、峯下委員からご質問の件ですけれども、本審でのご質問でしたので、本来であれば本審の場でお答えすべきものと考えますが、現在本審の日程が確定しておらず、本審での回答となると少し遅くなりますので、この専門部会の場において回答させていただいて、他の委員の皆様にはメールでお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>峯下委員よりご質問いただきましたとおり、現在の審議日程は、8月5日に地域別最低賃金の答申を受ける予定にて異議審等の日程を組んでおります。</p> <p>そのため、答申が8月5日以降にずれ込みますと、異議審等の日程も当然、後ろにずれ込むということになります。</p> <p>仮に、8月16日に答申を受けた場合には、異議の公示期間15日間を行って、異議審の日程は最短で9月3日（火）ということになります。</p>

	<p>現在、8月5日に答申を受ける予定で、委員の皆様には8月21日異議審の予定を確保いただいておりますので、異議審が後ろの日程にずれ込んだとしても、8月21日は予定どおり審議会を開催させていただいて、特定最低賃金にかかる参考人の意見聴取を行わせていただければと思います。</p> <p>また、後日開催されます異議審の場において、異議に対する審議を先に行いまして、それが終了次第、次の議題として特定最低賃金の必要性につきまして、審議を行わせていただければと思います。</p> <p>なお、異議の申し出がなかった場合は、公示期間終了後に審議会を開催して特定最低賃金の審議を行う予定ということで考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>二点目の種村委員からの質問については、現在手持ち資料がありませんでしたので、県庁に確認中でございます。もうしばらくお待ちいただければと思います。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>ご説明ありがとうございます。 その日程というか、進め方でお願いしたいと思います。 労側のほう、いかがでしょうか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>日程については、ご説明のとおりで結構です。 資料についてもよろしく願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県 最低賃金の 改正について 林部会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。 前回は、労働者側委員、使用者側委員、双方から基本的な考え方をお聞かせいただきましたが、金額提示については双方ともにございませんでした。 本日ご提示いただけたと思いますけれど、その後、労使双方それぞれのお立場で、検討されたこともあるかと思っておりますので、その前に改めて全体場で金額提示を含めまして、労使双方からのご意見をちょうだいし、個別協議に入っていきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p>

林部会長	それでは、労働者側委員からお願いできますでしょうか。
種村委員	<p>おはようございます。労側から話をさせていただきます。 基本的な考え方は、昨日主張させていただきました。 昨日は時間がなかったんですが、本日は、使側の主張に対する受け止めと、労側としての金額をお示ししたいと考えています。 昨日、峯下委員から、整理をしておきたいという前置きで、一般的な賃上げとは違って、最低賃金は全ての企業が法的拘束力を伴うということで、各社の自由度がない、コントロールができないものなのだというお話があり、例外なく守らなければ罰則がつくということで、意味合いが違うということを確認して欲しいというご発言がありました。そのことは、労側としても否定はしません。むしろそれが法律であって、同じ認識でございます。</p> <p>しかし、労働者の生活やセーフティーネット、すなわち、人への投資も含めて経営判断で賃上げが行われれば、最低賃金はある意味、不要なわけです。</p> <p>もちろんそうしている企業もありますが、最低賃金でしか雇わない、賃金が上がらない職場が多いというのが実態ではないかなと思います。利益が上がれば賃金を上げますよというふうな考えでしようけども、そうっていないから最低賃金で強制的に上げなければならないという状況であるというのが私たちの認識でございます。</p> <p>また、価格転嫁が道半ばという認識も、基本的には同じです。状況という意味では、ですね。</p> <p>しかし、昨年度6月の県や経営者団体も含めた価格転嫁の協定も、連合長崎が働きかけをして実現しました。労働側としても、この賃上げの原資の確保、環境整備の観点から積極的に取り組んでいるというのが状況であります。</p> <p>使側は、価格転嫁が進んでいない事実を中央最低賃金審議会も含めて述べられましたが、むしろ、それはこちらが使側に対して、なぜ価格転嫁が進んでいないのか、逆にお尋ねしたいことであり、誰に何のためにおっしゃったのか、よくわからなかったというのが、私どもの受け止めでございます。</p> <p>当然、中小企業のために、というのは、立場上理解はしますけども、課題を抱えている長崎県の経済や生活のための改定審議という視点が見えなかったというのが少々残念だったなと感じております。</p> <p>その上で、最後に労側としての金額提示であります。目指すべき指針としては、昨日も申し上げましたが、生計費であるリビングウェイジ、長崎県の1,060円を早期に達成したいと考えています。現在の長崎県最</p>

	<p>低賃金 898 円との差は 162 円であります。この差を 2 年で達成する 81 円。この額を提示させていただきます。</p> <p>昨年も同じ考え方で当初 89 円を考えていましたが、中小企業における価格転嫁がそれこそ当時道半ばという使側のご意見も十分理解し、現実的な引上げとして 53 円を提示させていただいたという経過があります。</p> <p>今回 81 円をお示しするにあたり、価格転嫁が思うように進んでいないという実態、中小零細の事情も理解するところですが、昨年に引き続き配慮するには至らなかったということです。</p> <p>それは第一に、基本的に価格転嫁は大手や中小も含めた B to B 企業間取引の中で解決すべきものであり、進んでいないことを労働者が許容する理由は今年はないのではないかと考えます。</p> <p>むしろ、引上げられた分を生活者の立場として消費で支えていく、価格転嫁を受け入れていくこと、すなわち B to C が私たちのできることと考えています。</p> <p>また、リビングウェイジの早期達成という考え方は、政府が「2030 年半ばまでに全国加重平均 1,500 円を目指す」としていることから、2 年でリビングウェイジ 1,060 円は絶対であり、今の賃上げの流れが今後続くかわからない中で、今回の 81 円の引上げは大切にしたいと考えています。</p> <p>とはいえ、昨日いただいた資料も、まだ精査できておりませんので、今後検討を重ねてまいります。現時点でお示しする金額としては 81 円ということでございます。以上です。</p>
林部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他の労働者側委員の方から補足等ございますでしょうか。</p>
労働者側委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
林部会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をちょうだいできればと思います。</p>
峯下委員	<p>はい。今の種村委員のご指摘といたしますか、それについては私の後の説明の中で部分的に触れさせていただきます。</p> <p>昨日お話した内容と重複するところが多々ありますが、少しポイントを絞ってお話したいと思います。</p> <p>まず繰り返しですけれども、目安の 50 円というのは、ちょっと偏った見解に基づくもので、要は消費者物価と言いますか、生計費を、そのことだけを取り上げた 50 円であって、本来は、やはり、生計費、賃金水準、</p>

支払い能力の3要素がありますので、それに基づいて出して欲しかったというのが、繰り返して言いたい部分です。そのため、50円という金額を受け入れられないという見解に変わりはありません。

その上で、やはり3要素を適用する、意識するならば、やはり、いわゆる第4表③に基づいた議論を進めるべきであり、使用者側の提示額を先に申し上げますが、第4表③のCランクは3.1%になっておりますので、長崎県最低賃金898円にこの率を適用し、四捨五入の結果、28円ということ申し上げます。

また、価格転嫁について少しご意見いただいたので、私なりに分析したところを若干お話しします。

まず、取引におけるスタイルと言うのでしょうか、手法ですけれども、繰り返し同じところと契約している取引もあれば、自由競争にさらされている取引もありますので、どちらかというところ、価格転嫁を適用するというのは、繰り返し契約をずっと長くやっているところは、当然法律によって展開すべしという点は全くそのとおりです。

一方では、自由競争にさらされている取引もありまして、これは非常に難しいところがあるんじゃないかなと思っております。

例えば、日頃から選択肢が例えば10社あります、どこにしようか、というふうに、これはやっぱり買う側の立場と、毎回A社からH社まで、もしくはそれ以上のところまで選べる状態の時に、わざわざ高いところを選択するということは、なかなか難しいかなというふうに思いますので、そこは企業さんの選択肢の世界じゃないかなというふうに思います。

もちろん、その中でも効率的に、制約がかかる部分は各企業さんともコンプライアンスがありますので、ここは重視してやってみようとは思っています。

一方、BtoCのところは法的な制約が掛からないため、非常に難しいです。価格転嫁をやってみましょう、というか、一般消費者がいつもそういう目線で見ればいいですけど、やはり一般消費者が何を買いおこうか、継続的に何を買いおこうかというのは、いろいろ意識するところがあって、その辺が価格転嫁の難しいところかなと思っております。

昨年より行われた価格転嫁を取り進める締結は、連合さんから提案があって、県内の経営者団体や経済団体14団体が調印していますが、それは連合さんからの発案ということで、すごくよろしかったんですね。成果が上がったことだと評価しております。

そのことによって価格転嫁がどんどん進んでいく、というところは、使用者にしても非常にそうあるべきことというふうに賛同していて、益々これを進めていかないといけないというところは歩調が合っておりますので、そこは説明しておきます。

	<p>もう一つ業務改善助成金のところですが、これはやはり、行政もいろいろ工夫して行われているとは思いますが、昨日も述べましたように、数字的に実績がまだまだじゃないかなというところがあります。</p> <p>それは専門的になるんでしょうけど、もう少し、こう、工夫するとかですね。本当にこの最低賃金により賃金を上げた企業、もしくは最低賃金近傍で賃上げをした企業に助成金が行き届くような工夫をしていただければ、小規模零細企業も非常に助かると思います。</p> <p>極端に言うと、最低賃金を適用している企業全てに助成金が行き届くような制度ができないものかと思っており、これは労側委員さんも常におっしゃっていることなので、これは労使同じ意見です。</p> <p>業務改善助成金制度の中身を見ると、やはり業務改善ですから、いろいろ工夫しないとやれない。その上でいくらか100とは言いませんけど100に近い80とか70とかそういう割合で助成してあげましょう、という内容なんですけど、そもそも事業場に体力がなければ、そういった業務改善に取り組めないのも多々あるんじゃないかなと思っています。</p> <p>業種によっては、人件費が8割とか7割になるところで、どうやって業務改善すればいいのかなと思います。事例集はありますが、取り組みにくいところがあるんじゃないかなと思っています。</p> <p>あえてもう一点、お話させていただきます。ゼロゼロ融資の話ですが、昨日も大手のリサーチ会社が分析して、倒産がこれだけあります、今後負担が、返済が重荷になって倒産が益々増えるでしょう、廃業が出てくるでしょうといった記事がありました。そんな中で、返済もあつてかつ労務費も上がっていくところで、これは少数派じゃないんだと思います。</p> <p>これだけ最低賃金が上がってくると、結構な規模で、具体的な数字は言えませんが、相当な企業さんがあえいでいるんだろうなと認識しています。</p> <p>そういったことを踏まえて審議に臨みたいと思います。以上です。</p>
<p>林部会長</p>	<p>よろしいですか。他の使用者側委員から補足等ございませんか。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p>&lt;補足等なし&gt;</p>
<p>林部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、双方から基本的な考え方、具体的な金額提示についていただきました。</p> <p>私の方でまとめますと、まず、労側の基本的な考え方、主張としましては、昨日いただいた内容とほぼ一緒だったと思います。</p>

	<p>具体的な数字、金額提示については、プラス81円をいただきました。その根拠はリビングウェイジ1,060円であり、現在の長崎県最低賃金898円との差額162円を2年で達成することを念頭に置いた、半額の81円ということだったと思います。</p> <p>他方、使用者側からの基本的な考え方、主張も、昨日いただいた内容とほぼ一緒だったと思いますが、追加的なこととしたらゼロゼロ融資に対する返済の圧力が大きいということ、でした。</p> <p>加えて、市場の特性といいますか、事業の特性に応じて競争の在り方が異なっているということと、また、労働集約的な事業の場合は、業務改善の努力には限界があるんじゃないかというお話だったと思います。具体的な金額についてはプラス28円。根拠としては、第4表③の3.1%を適用した場合で、長崎県最低賃金898円を3.1%で計算すると28円であるということだったと思います。</p> <p>手元の計算では、先ほど双方からいただいた81円と28円の平均を取ると、54.5円が中間値になるかと思います。</p> <p>中央最低賃金審議会からの目安が50円でしたので、双方の間を取れば、これにかなり近い数字になっているかなという感想です。</p> <p>そうしましたら、全体協議のこの場において、さらに労使双方からご意見がございましたら、いただきたいと思います。なければ個別協議に入りたいと考えています。</p> <p>全体の場合で何かございましたら、追加のご意見、あるいはご質問等、ございましたらお願いします。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>私の手元に、連合さんのリビングウェイジ報告書が2021年版しかありません。次回にも最新版をいただけますでしょうか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>はい。承知しました。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>一つだけ追加ですが、21年版の15ページのところにアドバイザーさんの講評が載ってまして、埼玉県のみ試算で出しましたってところがすごく気になっています。これを全国版に適用するには、注意が必要かなというふうに、毎年ながら述べておきます。</p>
<p>林部会長</p>	<p>その他ご意見、ご質問、確認等ございましたら。よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>&lt;意見等なし&gt;</p>
<p>林部会長</p>	<p>そうしましたら、これから個別協議に入りたいと思います。</p>

種村委員	どちらから行きますか。労側からよろしいですか。
林部会長	はい。お願いします。
使用者側委員	<p>そうしましたら、労側から個別協議を行いたいと思いますので、使用者側委員の皆様は、お手数ですが別室へ移動いただければと思います。</p> <p>これからは個別協議で非公開となりますので、傍聴の皆様に関しましても控室への移動をお願いしたいと思います。</p> <p>また、三者協議が再開される場合は改めてご案内いたしますので、この会場にお戻りいただければと思います。</p>
労働者側委員	<p>&lt;退室&gt;</p> <p>これより</p> <p>〔 公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。 〕</p> <p>&lt;個別協議終了、全体協議を再開&gt;</p>
林部会長	<入室>
種村委員	<p>皆様大変お待たせいたしました。全体協議を再開します。</p> <p>本日第2回目の部会で、労使双方から考え方、主張等をお聞きいたしました。</p> <p>それぞれ1回個別協議を行わせていただき、労働者側からプラス81円、使用者側からプラス28円という金額提示をいただきましたが、本日のところはこれ以上の歩み寄り難しいという結論に至りましたので、継続審議とさせていただきたいと思います。</p> <p>次回の専門部会におきましても、皆様のご意見をいただきながら円滑に進めていきたいと思っています。</p> <p>では、改めまして本日のところは継続審議とさせていただき、次回の専門部会で引き続き協議して参りたいと思います。</p>



(2)その他 林部会長	次回の日程等について、事務局よりご説明をお願いします。
山本室長	<p>次回の専門部会の日程等についてご説明いたします。</p> <p>本日は継続審議となりましたので、次回専門部会は、8月5日（月）9時30分から、この会議室で開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、日程では、8月5日の専門部会に引き続きまして、本審を開催する予定としております。</p> <p>事務局側の都合で大変恐縮ですが、開催案内をお伝えする手続きもありまして、第3回専門部会に引き続き本審を開催する可能性があるということで、専門部会委員以外の委員の皆様にご案内を差し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、日にちの関係で郵送での通知が間に合いませんので、メールにてお知らせすることとし、正式な文書におきましては開催当日お渡しすることとさせていただければと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
林部会長	<p>わかりました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見等はございますでしょうか。</p>
峯下委員	<p>今年はその日程でお願いしたいと思っておりますけど、来年度は専門部会で決まらない場合もあるので、専門部会委員以外の公労使の委員各2名、計6名の方々に集まっていたいただいた結果、本審の開催がないということは避けたいので、専門部会と本審の日程は開けていただけないでしょうか。</p> <p>当日であれば間に合いませんが、例えば極端に言うと本審を専門部会の翌日にすれば、わざわざ遠方から来ていただかなくても済む話なので、専門部会と本審、答申を意図した日程の時は、日にちを開けていただくようにしていただけないでしょうか。</p>
林部会長	その他ご意見等ありませんでしょうか。
種村委員	<p>今のご意見は私どもも感じておりまして、確かに早期に発効したいという思いもありますので、今回のようなスケジュールは理解するんですが、実際に資料を検討するにも、これだけ詰まっていると難しい日程だなというのが実感としてありますし、峯下委員がおっしゃったように、本審のために一部の委員待機してもらおうというのは、細かい話ですが、</p>

峯下委員	<p>本審の開催がないとなると交通費も出ないというのを聞いてますので、そうなると大変だなと思いますから、同感でございます。</p>
林部会長	<p>ご参考までに、他県では、そのやり方が主流のようです。</p> <p>わかりました。</p> <p>今の事務局の説明どおり、8月5日に結審する可能性はゼロではないので、今年の日程は予定どおりさせていただくしかないのかなと思っています。</p> <p>来年度以降については別途、事務局で検討いただければと思います。</p> <p>公益委員としましては、できれば次の第3回部会で全会一致の結論が出るよう期待したいと思っております。</p> <p>それでは、次回の第3回専門部会は、8月5日（月）9時30分からこの会議室にて開催することといたします。</p> <p>次回の審議におきましても、全会一致に至ることができるよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の専門部会を終了させていただきます。</p> <p>お疲れさまでした。</p>